

令和7年3月作成版

介 護 保 険 住宅改修の手引き



埼玉県比企郡鳩山町
長 寿 福 祉 課

目 次

(1) 住 宅 改 修 と は ・ ・ ・ ・ P 1

(2) 対 象 と な る 方 ・ ・ ・ ・ P 1

(3) 対 象 と な る 工 事 ・ ・ ・ ・ P 1

(4) 支 給 方 法 と 支 給 限 度 基 準 額 ・ ・ ・ ・ P 2

(5) 申 請 手 続 ・ ・ ・ ・ P 3

(6) 領 収 書 に つ い て ・ ・ ・ ・ P 4

(7) 留 意 事 項 ・ ・ ・ ・ P 6

(1) 住宅改修とは

住宅改修とは、介護認定を受けている方が、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるように、廊下や浴室に手すりを設置したり、室内の段差等を解消するために住宅の改修を行うサービスです。

また、ケアマネジャー等や住環境コーディネーターなどの専門家が、本人の心身の状況や住環境を確認しながら、改修内容を計画し、それを鳩山町が認めた場合に支給されるのが、住宅改修費になります。

(2) 対象となる方

住宅改修ができるのは、以下の①～④の要件を満たした方のみになります。

①鳩山町で介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている被保険者の方。

(認定区分：要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5)

②介護認定の有効期間内の方。

※1 認定申請前に工事を行った場合は、支給対象外となります。

※2 認定申請中に工事を行い、その後の介護度判定で非該当となった場合は、支給対象外となります。

③住所地が一般住宅であること。

※賃貸や家族宅に一時滞在の場合は、原則支給対象外です。

④住宅改修の着工前に、町に事前申請を行い、受理されている方。

※入院中においても退院が決まっている場合に限り申請できますが、原則償還払いのみとなります。

(3) 対象となる工事

種類	内容
○手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置し、転倒防止等を目的とするもの。 <u>対象外：貸与(レンタル)対象の手すりに該当するもの。</u>
○段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等の段差解消するもの。 <u>対象外：昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置するための解消工事。</u>
○滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	畳敷からフローリングやビニル系床材等への変更、浴室の床材を滑りにくいものに変更、砂利敷きをコンクリート舗装するもの。 <u>対象外：容易に持ち運びができるようなもの。</u>

○引き戸等への扉の取り替え	開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に、取り替える工事や扉の撤去、レバー式のドアノブに変更、戸車の設置など。 <u>対象外：引き戸等への扉の取り替えに併せて自動ドアとした場合の動力部分の設置費用相当額。</u>
○洋式便所等への便器の取り替え	和式便座を洋式便座に取り替え、既存の便器の位置や向きを変更する工事。便器の取り替えに伴う場合に限り、洗浄機能等が一体となっている便器の設置も対象となります。 <u>対象外：既存の洋式便器に暖房機能又は洗浄機能を付加することや、非水洗和式便器から水洗式洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合の水洗化又は簡易水洗化の部分。</u>
○その他、上記の改修に伴う付帯工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強／浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事／スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置／床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備／扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事／便器の取り替えに伴う給排水工事(水洗化等を除く)、床材の変更

(4) 支給方法と支給限度基準額

○償還払い

利用者は、改修費用の全額を施工業者に支払い、後日、保険給付分(改修費用の9割～7割)が町から利用者に払い戻されます。

○受領委任払い

利用者は、施工業者と合意のもと、自己負担分(改修費用の1割～3割)を施工業者に支払い、後日、保険給付分(改修費用の9割～7割)が町から施工業者に払い戻されます。

支給イメージ

(償還払い)

②鳩山町は、保険給付分(9割～7割)を利用者に支払う。

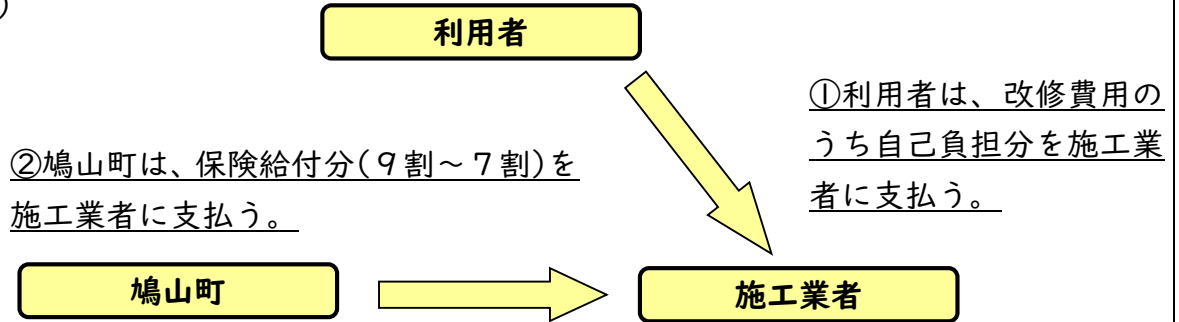
鳩山町

利用者

①利用者は、改修費用全額を施工業者に支払う。

施工業者

(受領委任払い)



○支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額は、消費税込みで20万円です。

(要介護等状態区分を基準とする「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、支給限度基準額がリセットされます。)

例)令和5年11月に要支援1の認定を受け、玄関及びトイレに手すりを設置(費用20万)
令和6年5月に身体状況等の変化を理由に介護認定の変更申請を行い、要介護2の認定を受け、同年8月に浴室及び廊下に手すりを設置(費用15万)

令和5年11月時点⇒支給限度基準額(20万円)－手すり設置(20万円)＝残額なし

令和6年5月時点⇒介護の必要の程度の段階が要支援1から要介護2の3段階上がったため、支給限度基準額がリセットされる。

令和6年8月時点⇒支給限度基準額(20万円)－手すり設置(15万円)＝残額5万円

(5) 申請手続

住宅改修の流れと申請に必要な書類については、以下のとおりになります。

手順①：利用者は、住宅改修について、ケアマネジャー等に相談し、住宅改修を依頼する施工業者(※原則2社)を選択し、見積依頼をする。

手順②：利用者・家族・ケアマネジャー・施工業者間で、住宅改修の内容等について打ち合わせを行い、鳩山町に事前申請書一式を提出する。

手順③：鳩山町は、事前申請内容を審査し、ケアマネジャー等に審査結果連絡、利用者に確認結果を通知する。⇒この時点で工事着工可。

手順④：ケアマネジャー等又は施工業者は、工事完了後に事後申請書一式を鳩山町に提出する。

手順⑤：鳩山町は、事後申請内容を審査し利用者・施工業者に支給決定通知書を送付する。

手順⑥：鳩山町は、事後申請書を受理した月の翌月に利用者又は施工業者に住宅改修費を支給する。

(償還払い)⇒利用者に支給。

(受領委任払い)⇒施工業者に支給。

【申請書類】

～事前申請時～

★受領委任払いの際に必要な書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前確認申請書
- ②受領委任払い同意書
- ③理由書(※ケアマネジャーか住環境コーディネーター2級以上)
- ④見積書(※原則2社)
- ⑤平面図
- ⑥改修前の写真(※日付入り)
- ⑦住宅所有者の承諾書、代表相続人の承諾書、1社見積りの理由書(※いずれも必要な場合のみ)

★償還払いの際に必要な書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ③理由書(※ケアマネジャーか環境コーディネーター2級以上)
- ④見積書(※原則2社)
- ⑤平面図
- ⑥改修前の写真(※日付入り)
- ⑦住宅所有者の承諾書、代表相続人の承諾書、1社見積りの理由書、委任状兼口座変更届(※いずれも必要な場合のみ)

～事後申請時～

★受領委任払いの際に必要な書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修費内訳書
- ③改修前後の写真(※日付入り)
- ④請求書(※日付なし)
- ⑤領収書

★償還払いの際に必要な書類

- ①住宅改修費内訳書
- ②改修前後の写真(※日付入り)
- ③領収書
- ④委任状兼口座変更届、申立書(※いずれも必要な場合のみ)

～留意事項～

※1 住宅改修の申請内容等により、現地確認を実施する場合がありますので、申請は時間に余裕を持って行ってください。

※2 事前申請後、諸事情により申請を取り下げる場合は、町指定の取下書を提出してください。

(6) 領収書について

領収書の作成方法に当たっては、以下を確認してください。

パターン①：受領委任払い(※改修費用が200,000円以下の場合)

例)手すりの設置で改修費用が30,000円(1割負担の場合)

支給対象額30,000円×1割＝3,000円

⇒自己負担額分3,000円の領収書が必要。

★自己負担額分の領収書

[A]	
領収書	鳩山 太郎 様
[B]	金額 3,000 円 (税込)
[C]	但 ○○○○代金として上記金額を領収しました。
[D]	令和○年○月○日
[E]	収 入 印 紙 所 在 地 鳩山町大字赤沼ⅠⅠⅠーⅠⅠ 施工業者名 ○○株式会社○○事業所 会社印

パターン②：受領委任払い(※改修費用が200,001円以上の場合)

例)手すりの設置、段差解消、開き戸から引き戸への変更で改修費用が250,000円

支給対象額200,000円×1割＝20,000円

⇒自己負担額分20,000円の領収書が必要。

改修金額250,000円－支給限度基準額200,000円＝50,000円

⇒超過負担額分50,000円の領収書が必要。

★自己負担額分の領収書

[A]	
領収書	鳩山 太郎 様
[B]	金額 20,000 円 (税込)
[C]	但 ○○○○代金として上記金額を領収しました。(自己負担分)
[D]	令和○年○月○日
[E]	収 入 印 紙 所 在 地 鳩山町大字赤沼ⅠⅠⅠーⅠⅠ 施工業者名 ○○株式会社○○事業所 会社印

★超過負担額分の領収書

[A]	
領収書	鳩山 太郎 様
[B]	金額 50,000 円 (税込)
[C]	但 ○○○○代金として上記金額を領収しました。(超過負担分)
[D]	令和○年○月○日
[E]	収 入 印 紙 所 在 地 鳩山町大字赤沼ⅠⅠⅠーⅠⅠ 施工業者名 ○○株式会社○○事業所 会社印

パターン③：償還払い(※一度、利用者が改修費全額を負担するため、原則、領収書を分ける必要はありません。)

例)手すりの設置、段差解消、開き戸から引き戸への変更で改修費用が250,000円

⇒改修費用250,000円全額分の領収書が必要。

★改修費用全額の領収書

[A]	
領収書	鳩山 太郎 様
[B] 金額 250,000 円 (税込)	
[C] 但 ○○○○代金として上記金額を領収しました。	
[D] 令和○年○月○日	
[E]	収入印紙
所在地	鳩山町大字赤沼111-11
施工業者名	○○株式会社○○事業所
会社印	

～記載が必要な情報～

[A] 被保険者氏名を記載してください。

[B] 自己負担額分、超過負担額分、改修費用全額のいずれかを記載してください。

[C] ○○○○には、手すり設置等の改修内容を記載してください。

※支給限度基準額を超える自己負担分が発生した場合は、それぞれの領収書が識別できるように載してください(償還払いを除く)

[D] 領収日を記載してください。

※可能な限り申請書と同一の日付としてください。

[E] 領収金額が5万円を超える場合は、収入印紙を貼付してください。

注意：窓口には、原本をお持ちください。返却を希望する場合は、コピーを添付してください。

(7) 留意事項

○介護保険住宅改修に係る例外給付について

原則、住宅改修は支給限度基準額20万円までの支給となり、福祉用具購入のように年度でリセットされることはありません。

ただし、過去に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている場合や、転居した場合は、例外的に再給付を受けることができます。

詳細については、鳩山町HP掲載の「介護保険住宅改修に係る例外給付について」をご確認ください。

○介護保険住宅改修に伴う軽微な変更について

住宅改修の事前申請後、工事を施工していく中で被保険者(利用者)からの要望等で、手すりの向き等の変更の必要性が出てきた場合は、必ず工事前に鳩山町に届出をする必要があります。

詳細については、鳩山町HP掲載の「軽微な変更について」をご確認ください。

○賃貸住宅における住宅改修について

賃貸住宅で住宅改修を希望する場合、貸主等の承諾を得ることができれば対象として認めております。

詳細については、鳩山町HP掲載の「賃貸住宅での住宅改修について」をご確認ください。

○生活保護受給者の住宅改修について

生活保護を受給されている方が、介護保険の住宅改修を利用する場合、改修額の9割が介護給付として鳩山町、自己負担分の1割が介護扶助として生活保護費から支給されます。

そのため、住宅改修の申請前に必ず西部福祉事務所(ケースワーカー等)に事前相談を行い、許諾を得てください。

○住宅改修のQ & Aについて

例年、住宅改修に当たっては「ユニットバス工事は対象になるのか」、「領収書は原本が必要なのか」など、事業者様より様々なご質問をいただいております。

この度、よくある質問をまとめた「住宅改修Q & A」を作成しましたので、本手引きと併せてご確認ください。

○その他住宅改修に関する疑義について

住宅改修に関する疑義については、本手引きや住宅改修Q & A等でお示ししていますが、その他、ご質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16

TEL: 049-296-1210(直通)

E-MAIL: hl90@town.hatoyama.lg.jp